

太陽光発電施設の適正導入ガイドライン

平成29年4月 策定

令和8年4月 改定

上 田 市

目次

はじめに	1
1 目的	1
2 対象	1
3 一定規模以上の発電設備の設置に関する制度	2
4 計画段階	2
(1) 立地を避けるべきエリア(レッドエリア)	
(2) 立地に慎重な検討が必要なエリア(イエローエリア)	
(3) 適正な導入のために遵守すべき事項	
(4) 地域住民との合意形成	
5 施工について	6
(1) 施工業者の選定等について	
(2) 品質管理、施工管理について	
6 設置後	7
(1) 発電施設の適切な維持管理	
(2) 発電施設の撤去・廃棄	
7 その他	8
8 問合せ先	9

【参考資料】

1 太陽光発電設備の適正な設置・管理フロー	10
2 エリアの理由と確認方法等	11

3	関係法令等の窓口	16
4	設置に係る基準、ガイドライン等	24

はじめに

再生可能エネルギーの利用を推進するため、平成24年7月から固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が、全国的に急速に増加しており、長野県内及び上田市においても同様の傾向が見られます。

上田市では、再生可能エネルギーの導入や普及を進めるため、平成22年2月に「上田市地域新エネルギービジョン」を策定し、その後、令和3年3月に「上田市地球温暖化対策地域推進計画」を新たに策定して、地球温暖化防止へ取り組んでまいりました。

再生可能エネルギーのうち、太陽光発電につきましては、当市は長野県内有数の日照条件に恵まれた地域であることから、発電設備の導入件数・容量も飛躍的に伸びてきました。

こうした太陽光発電の導入が進む中、現時点において、太陽光発電施設の設置・運営そのものに、直接的に規制する法令や基準等が無いことから、災害発生が危惧される場所であっても、建設計画を進めることが可能となっております。

そのため、全国や長野県内と同様に、上田市内において計画されております比較的規模の大きな案件において、事業者と地域住民との間でトラブルが発生しており、問題となるケースが生じています。

このような状況を踏まえ、上田市では、太陽光発電施設の立地についての考え方を表明し、併せて、太陽光発電事業者に対して、市内での事業実施にあたり、法令等の規制が無い場合でも遵守していただきたい事項を明示し、事業者の自主的な取り組みを求めることにより、太陽光発電事業が地域と調和した、地域に受け入れられる事業となり、再生可能エネルギーの推進に繋げることを目的に、このガイドラインを策定しました。

1 目的

このガイドラインは、市内における太陽光発電施設（以下、「発電施設」という。）の設置に関し、太陽光発電事業者（以下、「事業者」という。）に、事業を実施するにあたり、用地の選定などの計画段階から、災害の防止、良好な景観の形成、自然環境・生活環境の保全、地域住民との合意形成等、多角的な観点からの検討を求め、立地に適したエリアへの導入を図り、地域に受け入れられる発電施設となるよう事業者に自主的な取り組みを促すことを目的としています。

また、市への届出の手續等を定めた、「上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」及び「上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」と併せて、適正な設置・施工、その後の維持管理を行うために遵守すべき事項を示すことにより、開発や発電施設の設置に係る法令上の規制がない場合でも、事業者による適正な発電施設の導入及び管理の自主的な取り組みを促し、市民の安全と安心を確保することを目的としています。

2 対象

このガイドラインは、市内において設置する出力50キロワット以上の事業用の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）を対象としています。

ただし、同一の事業者等^{※1}が、実質的に一体と認められる場所で、複数の発電施設に分割して設

置し、合算した出力が50キロワット以上となる場合（分割案件）も対象とします。

※1 同一の事業者等とは…事業主、土地所有者、設計者・施工者

3 一定規模以上の発電設備の設置に関する制度

市内における発電設備の設置については、市民の生命及び財産の保護、良好な景観の形成並びに自然環境及び生活環境の保全を図る観点から、届出の適用範囲、市の責務、事業者の責務、地域住民等の責務、市への事前協議、地域住民等への事前説明、防災等の措置等を規定した「上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」（令和元年7月1日条例第22号）（以下、「条例」という。）、適正な実施の誘導を行うため、災害の防止、良好な生活環境の保全を図る観点から、届出の適用範囲、事業主の責務、市への事前協議、近隣関係者への事前説明、防災上の措置等を規定した「上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」（平成27年10月1日告示第120号）（以下、「指導要綱」という。）を定め、事業者が市に事業に関する届出等を行う制度を設けています。

一定規模以上（土地に自立して設置されるもので、開発区域の面積が1,000平方メートル以上、かつ、発電出力が50キロワット以上）の発電設備を設置する場合は、条例及び指導要綱に規定した配慮事項や基準による諸手続きを踏まえて、市に届出を行ってください。

4 計画段階

太陽光発電事業の実施にあたり、用地の選定の際には、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災や景観、環境等の多角的な観点から地域への影響を検討する必要があります。

本市では、森林面積が約7割を占めるこの地域の地勢や現在の太陽光発電の現状を踏まえた上で、「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」を明示しています。

これらのエリアは、法令上開発行為が厳しく制限されており、原則不許可などになる区域や法令上必要な手続きを行い、一定の基準を満たすことで事業の実施が可能となるエリアもありますが、災害発生のリスク、良好な景観の阻害、自然環境や生活環境への影響が懸念され、地域住民の理解が得られず事業が進まないケースや想定していなかったコストが発生するケース等、様々なリスクが生じる可能性があるエリアであるため、これらのエリアでの用地選定、事業実施については、立地場所の変更を含め、十分な検討を行ってください。

また、計画段階では、「適正な導入のために遵守すべき事項」や「地域住民との合意形成」について記載しておりますので、十分参考にしてください。

（1）立地を避けるべきエリア（レッドエリア）

法令上開発行為が厳しく制限されている区域や防災、景観、環境等の観点から発電施設が設置されることにより、周辺に甚大な影響が想定される地域などを、本ガイドラインでは、立地が望ましくない、「立地を避けるべきエリア」（レッドエリア）とします。

「立地を避けるべきエリア」は、様々なリスクが生じる可能性があるエリアであるため、原則、これらのエリア内での立地は避けてください。

本ガイドラインで規定する「立地を避けるべきエリア」は、次のとおりです。

(レッドエリア)

	要素	エリア(区域の名称等)	関係法令等
「立地を避けるべきエリア」・(レッドエリア)	災害防止・森林機能保全	① 砂防指定地	砂防法
		② 地すべり防止区域	地すべり等防止法
		③ 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
		④ 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法 ^{※2}
		⑤ 上記②～④に準ずる区域	令和6年3月31日まで長野県が地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流として公表していた地域
		⑥ 地すべり危険地	農林水産省の調査要領・点検要領により県が調査し、公表している土砂災害が発生するおそれのある箇所
		⑦ 保安林	森林法
		⑧ 水道水源保全地区	長野県水環境保全条例
	農地保全	⑨ 農用地域等 (1) 農用地域内農地 (2) 第1種農地(農地または採草放牧地)	農地法 農業振興地域の整備に関する法律
		景観・自然景観保全	⑩ 国立公園 (1) 特別保護地区 (2) 第2種特別地域 (3) 第3種特別地域 (4) 普通地域
	⑪ 国定公園 (1) 第1種特別地域 (2) 第3種特別地域		自然公園法
	⑫ 文化財指定エリア (1) 国指定文化財 (2) 県指定文化財 (3) 市指定文化財		文化財保護法 長野県文化財保護条例 上田市文化財保護条例
	自然環境・生態系保全	⑬ 鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

※「立地を避けるべきエリア」としての理由については、【参考資料】2を参照してください。

※2 法令名称：「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

(2) 立地に慎重な検討が必要なエリア(イエローエリア)

発電施設の規模等によっては、法令上の手続きが不要な場合もありますが、災害発生リスク、良好な景観の阻害、自然環境・生活環境への影響が懸念される地域などで、「立地に慎重な検討が必要なエリア」(イエローエリア)とします。

これらのエリアで発電施設を設置する場合についても、地域住民の理解を得た上で事業を行うことが重要であることから、地域の同意に長期間を要する可能性がある等のリスクがあり、次に示す「(3) 適正な導入のために遵守すべき事項」の防災、景観、環境の事項を考慮し、立地場所の変更も含め慎重な検討を必要とするエリアです。

本ガイドラインで規定する「立地に慎重な検討が必要なエリア」は、次のとおりです。

(イエローエリア)

	要素	エリア(区域の名称等)	関係法令等
「立地に慎重な検討が必要なエリア」 (イエローエリア)	災害防止・ 森林機能保全	① 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
		② 地域森林計画の対象民有林	森林法
	景観・ 自然景観保全	③ 埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法
		④ 景観計画区域のうち、旧城下町(地区)	景観法 上田市景観条例
	自然環境・ 生態系保全	⑤ 郷土環境保全地域	長野県自然環境保全条例
		⑥ 鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

※「立地に慎重な検討が必要なエリア」としての理由については、【参考資料】2を参照してください。

(3) 適正な導入のために遵守すべき事項

発電施設の設置にあたり、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全等の観点から、事業者は次の事項を遵守してください。

(1) 発電施設の設置に伴う災害の防止

- ①土地の形質変更は必要最小限にとどめ、大量な土石の移動は極力避けること。
- ②切土及び盛土は必要最小限にとどめ、勾配はできるだけ緩和して法面の安定化を図ること。
切土・盛土面の法面保護は、擁壁、石張り、モルタルの吹付、芝張り等により行うこと。
- ③降雨等による土砂流出を未然に防止するため、沈砂池、シガラ柵等防災施設の設置を先行し、下流域に対する安全を確保すること。
- ④事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと。

なお、雨水排水対策にあたっては、「条例に規定する届出の技術的取扱要領 第12(事業区域の雨水排水処理基準)」及び「指導要綱に規定する届出の技術的取扱要領第12(開発区域の

雨水排水処理基準)」に基づき、計画、施工をすること。

- ⑤がけ崩れ、出水のおそれがある土地の場合は、地盤改良や擁壁工を行うこと。
- ⑥地盤が軟弱な場合は、地盤改良や擁壁工の措置を行うとともに、区域外での隆起や沈下が生じないように、土の置換や水抜き等を行うこと。
- ⑦切土や盛土により「がけ」が生じる場合は、がけの上端に続く地盤面は、雨水等が「がけ」の反対方向へ流れるような勾配にすること。
- ⑧切土によるすべりやすい土質がある場合は、杭打ち、土の置換等のすべり対策を行うこと。
- ⑨盛土を行う場合は、ゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、概ね30cm以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これに類する建設機械を用いた締め固め及び必要に応じ地すべり抑止杭設置を行うこと。
- ⑩傾斜地に盛土を行う場合は、段切り等のすべり面対策を行うこと。
- ⑪切土、盛土を行う場合で地下水によりがけ崩れや土砂の流出のおそれがある場合は、開発区域内の地下水を排出する排水施設を設置すること。
- ⑫擁壁を設置する場合については、構造計算等による安全の確認を行い、裏面排水の措置を行うこと。
- ⑬高さ2m以上のがけに擁壁を設置する場合については、建築基準法施行令第142条の規定を準用した構造とすること。

(2) 良好な景観の形成

- ①太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。
- ②太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること。
- ③フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は周囲への影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること。
- ④パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、周囲への影響が無いよう、景観に調和したものとすること。
- ⑤道路沿いや民家等に隣接して設置する場合は、通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。
- ⑥尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること。
- ⑦主要な道路から視認できる場合は、望見できないよう、植栽又は不透過性のフェンス若しくはその双方を設置すること。
- ⑧主要な眺望点から視認できる場合は、眺望に配慮し、太陽光発電施設の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。

(3) 生活環境の保全

- ①発電施設の設置工事にあたっては、重機の使用や大型車両等の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音等を防止すると共に、一般車輛等の安全な通行に万全の措置を講ずること。
- ②工事期間中は、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び

- 施工業者の連絡先を表示し、苦情やトラブルが発生した場合は、真摯に対応すること。
- ③住宅地に近接して発電施設を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮して、敷地から後退し、植栽等を設けて遮へいするなど、近隣住民と協議の上、対策を講ずること。
 - ④道路に接する場所に発電施設を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう敷地境界から後退させるか、緩衝帯を設ける等の対策をとること。
 - ⑤除草剤の使用はできるだけ避け、散布する場合は、事前に散布の日時等について、近隣住民への周知を図るとともに、周辺に飛散して影響を与えることのないよう万全の対策を講ずること。
 - ⑥パネルは、低反射タイプを使用し、傾きを調整するなど、反射光対策を講ずること。

(4) 地域住民との合意形成

発電施設の立地については、防災面をはじめ景観面、環境面等について、地域住民と十分に協議し、良好な関係を保ち、合意形成を図ることが大切であり、地域住民の理解を得た上で事業を行ってください。

このため、事業者は、事業の計画段階で近隣関係者に対して十分な説明を行う必要があります。近隣関係者への周知・説明については、条例第9条及び第11条から第13条まで、または指導要綱第6条及び第7条に基づき行ってください。

また、地域住民(自治会)から、事業者との間で合意や約束等をした内容を明確にするため、文書作成の要望があった場合は、協定書等を作成し、締結するよう努めてください。

5 施工について

(1) 施工業者の選定等について

野立ての太陽光発電設備の設置について、発電事業者(発注者)と500万円以上の請負契約を締結する場合には施工業者が電気工事業の建設業許可を受けている必要があります。(建設業法第3条第1項)※発電事業者が施行する場合でも、電気工事業の建設業許可を受けている必要があります。

また施工業者が元請となり、工事の一部について下請と請負契約をする際には、下請けとの請負契約の合計金額が5,000万円以上となる場合には、元請となる施工業者は電気工事業の特定建設業許可を受けている必要があり、1件の請負契約の金額が500万円以上となる場合には、下請けとなる業者も工事の内容により必要となる業種の建設業許可を受けている必要があります。

施工にあたっては、市へ届け出られた設計書の通り施工するものとし、計画変更が生じた場合は施工前に変更協議等を行ってください。

(2) 品質管理、施工管理について

(1) 品質管理

- ①事業者は、太陽光発電施設的设计・施工にあたり、使用する機器および資材が、関係法令、業界標準、及び製造者の品質基準に適合していることを確認し、信頼性の高い製品を選定すること。
- ②主要機器(太陽光パネル、架台、パワーコンディショナー等)については、製造元による品質保証書を保管し、必要に応じて市の求めに応じて提示できる体制を整えること。

- ③施工後は、発電性能、接続状況、構造の安定性等について確認を行い、その結果を記録として保管すること。また、電気工事及び土工事等についても関係法令等で定める技術指針や品質管理基準に基づき検査を行い、その結果を記録として保管し、必要に応じて市に提出すること。

(2) 施工管理

- ①施工は、専門的な知識および技能を有する技術者の管理のもと、安全かつ適正に実施すること。
- ②施工中は、周辺環境への影響（騒音、振動、土壌流出、景観等）を最小限に抑える措置を講じること。
- ③工事完了後は、施工状況を記録した報告書を作成し、必要に応じて市に提出すること。
- ④災害時や異常気象時に備え、施設の安全性を確保するための施工上の配慮（例：土砂災害対策、排水設備の整備等）を行うこと。

6 設置後

(1) 発電施設の適切な維持管理

事業者は、発電施設設置後の維持管理についても、適切な措置を講じてください。

(1) 定期的な保守点検

発電設備及び敷地内施設（防護柵、雨水排水処理施設等）については、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障や施設の破損、雨水流出等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適正な維持管理に努めること。

(2) 管理者等の掲示

（条例第 18 条の 2、指導要綱第 12 条）

事業者は、発電施設の管理者を第三者に対して明確にし、災害発生時等の緊急の場合にも連絡がとれるよう、「発電事業者・維持管理責任者情報（条例施行規則様式第 17 号の 2、指導要綱様式第 13 条）」を発電施設敷地内の道路に面した見やすい場所に掲示し、「発電事業者・維持管理責任者情報設置届出書（条例施行規則様式第 17 号の 3、指導要綱様式第 13 号の 2）」を速やかに届け出ること。工事完了後に発電事業者又は維持管理責任者が変更になった場合は掲示内容を変更し、市にその旨の連絡をすること。

(3) 敷地内への立入防止

（指導要綱に規定する届出の技術的取扱い要領第 8 安全施設基準）

敷地内への第三者の立ち入りを防ぎ、事故発生を防止するため、敷地内へ地上高さ 1.1m 以上の防護柵を設置し、敷地を囲うことを原則とする。

(4) 敷地内の除草及び清掃

発電施設の敷地内は、定期的に除草や清掃を行い、隣接の土地所有者等からの苦情が発生しないよう、管理に努めること。

(5) 異常気象等発生時の対応

落雷、大雨、台風、積雪等の異常気象や地震により、災害発生またはその恐れがある場合は、速やかに現地を確認し、発電施設の機器等に異常が発生した場合または発電施設の敷地や施設に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処すること。

また、発電施設の敷地や施設が原因で災害が発生した場合は、条例及び指導要綱に基づき市と事業者との間において締結した「協定書」により、市へ報告すると共に、速やかに災害の復旧を行うものとする。

(2) 発電施設の撤去・廃棄

事業者は、太陽光発電設備の利用もしくは発電事業を停止/終了する時には、環境保全・安全確保・資源循環の観点から適切な撤去および廃棄を行う義務があります。

廃棄物処理法、建設リサイクル法、電気事業法、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」など、関連法令を遵守してください。

撤去を実施する場合は、事前に市へ連絡をお願いします。

(1) 撤去計画の策定

事業開始時に撤去計画を策定し、撤去に必要な費用を事業期間中に積立てること。計画には、撤去時期、解体・撤去方法、廃棄物の処理・リサイクル方針、安全対策（感電防止、飛散防止等）、費用確保方法を含めること。FIT/FIP 認定事業の場合、外部積立制度を活用し、調達期間終了前 10 年間で積立てを行うこと。

(2) 撤去・解体の実施

太陽光パネル、架台、基礎、電気設備を適切に解体し、ケーブル端末は絶縁処理を行うこと。作業時は絶縁手袋や保護メガネなどの保護具を着用し、破損パネルの水濡れ防止策を講じること。災害時に施設が損壊した場合も、同様の安全対策を講じて速やかに撤去し、二次災害防止に努めること。

(3) 廃棄物の適正処理

太陽光パネルには鉛やカドミウムなどの有害物質が含まれる場合があるため、産業廃棄物として適正処理を行うこと。処理委託時は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に「太陽電池モジュール」であることを明記し、メーカー名・型式を記載すること。廃棄物データシート（WDS）を活用し、処理業者に必要情報を提供すること。

(4) リユース・リサイクルの推進

廃棄前にリユースの可否を判断し、再利用可能な部材はリユースを優先すること。ガラスや金属などリサイクル可能な部材は、埋立処分よりもリサイクルを優先すること。最終処分は管理型最終処分場で行うこと。

(5) 費用確保

撤去・廃棄費用は事業者が責任を持って確保すること。

(6) 環境影響評価

撤去に伴い土壌汚染や水質への影響が懸念される場合、必要な調査を実施し、適切な措置を講じること。

7 その他

- 1 本改定ガイドラインは、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 本改定ガイドラインの施行日までは、平成 29 年 4 月 1 日に施行された現行ガイドラインが引き続き有効とされます。
- 3 なお、施行日以降に着工する発電施設については、本改定ガイドラインの規定を適用するものとし、施行日前に着工済みまたは事業を開始している発電施設についても、可能な範囲で本改定ガイドラインの趣旨に沿った対応をお願いします。
- 4 本ガイドラインは、出力 50 キロワット以上の発電施設（建築物へ設置するものを除く。）を対象としますが、出力 10 キロワット以上 50 キロワット未満の発電施設（建築物へ設置するも

のを除く。)については、「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」(以下、「県条例」という。)の適用対象となるため、規定に則って手続きを行うと共に、適正な導入のために遵守すべき事項や適切な維持管理等に配慮した対応を行ってください。県条例の詳細については、県の担当課へお問い合わせください。

- 5 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととします。

8 問合せ先

本ガイドラインについての、問合せ・相談窓口は、下記のとおりです。

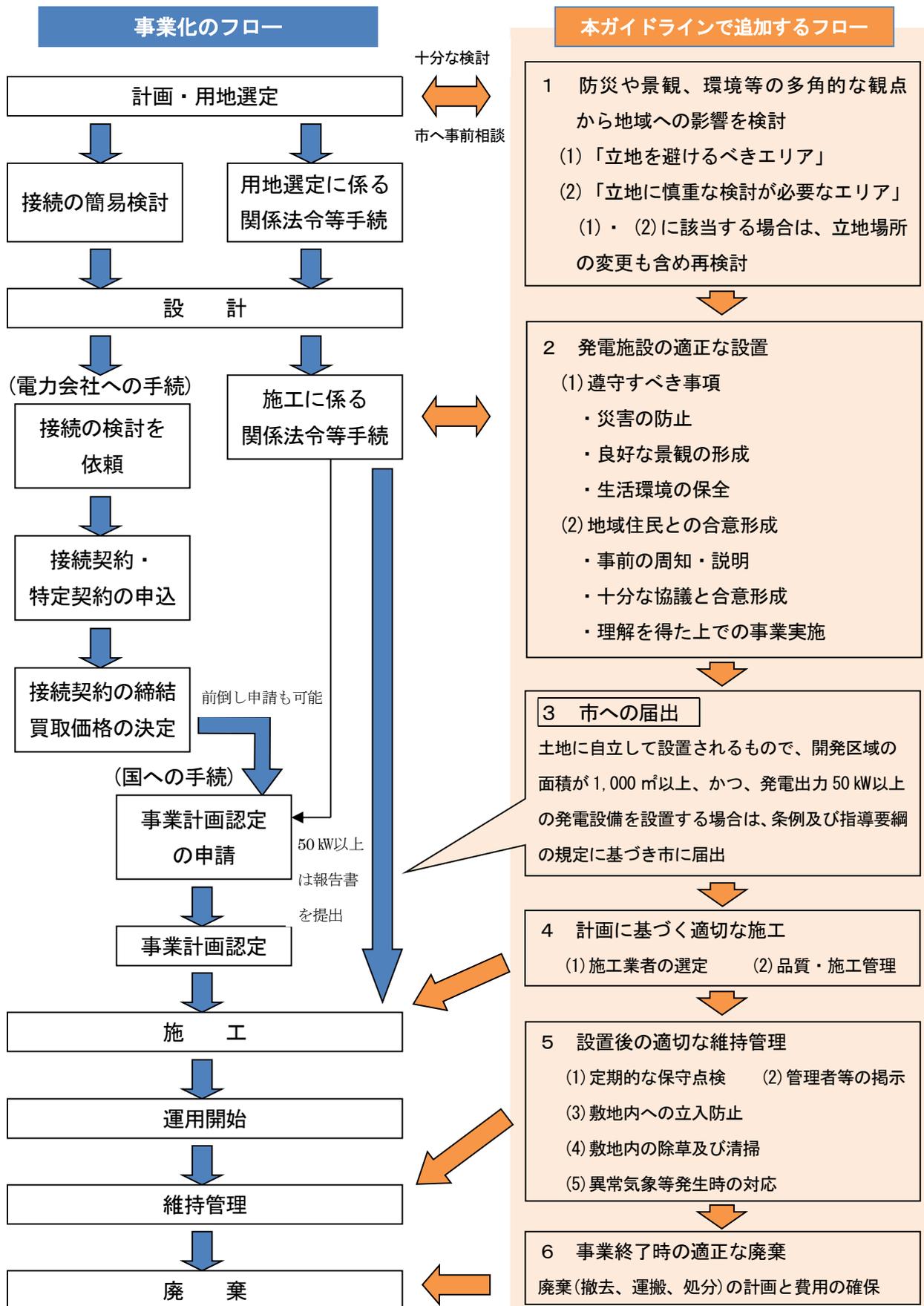
〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号

上田市 都市建設部 都市計画課 (市役所本庁舎3階)

電話番号 : 0268-23-5134(直通) FAX : 0268-23-5138

電子メールアドレス : tosikei@city.ueda.nagano.jp

【参考資料】 1 太陽光発電設備の適正な設置・管理フロー



【参考資料】 2 エリアの理由と確認方法等

		(1) 「立地を避けるべきエリア」 (レッドエリア)	
要素	エリア (区域の名称等)	理由 市内該当地域等	エリア の確認 方法等
災害防止・森林機能保全	① 砂防指定地	「砂防法」に基づき、治水上の砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として指定した区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いエリアです。	長野県ホームページ 「信州くらしのマップ」・「防災」参照
	② 地すべり防止区域	「地すべり等防止法」に基づき、現に地すべりが発生している区域または、発生する恐れが大きい区域で、かつ公共の利害に密接な関係があるものとして指定を受けた区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いエリアです。	
	③ 急傾斜地崩壊危険区域	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された区域で、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為を制限する必要がある土地の区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いエリアです。	
	④ 土砂災害特別警戒区域	「土砂災害防止法」に基づき指定された区域で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いエリアです。	
	⑤ 上記②～④に準ずる区域	令和6年3月31日まで長野県が「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険渓流」として公表していた、国土交通省や林野庁の調査要領等により実施した調査で判明した、災害の発生源となるおそれのある箇所です。 このような箇所は、土砂災害が発生するリスクが高いことから、地域住民の理解を得ることは困難であり、事業化までに長期間を要する可能性や、安全対策に想定外の費用が必要となる可能性が高いエリアです。	都市計画課の窓口

災害防止・森林機能保全	⑥	地すべり危険地	<p>農林水産省の調査要領等により実施した調査で判明した、地すべりが発生するおそれのある箇所、災害の発生源となる箇所です。</p> <p>このような箇所は、土砂災害が発生するリスクが高いため、地域住民の理解を得ることは困難であり、事業化までに長期間を要する可能性や、安全対策に想定外の費用が必要となる可能性が高いエリアです。</p>	<p>長野県ホームページ</p> <p>「信州くらしのマップ」・「防災」参照</p>
	⑦	保安林	<p>保安林は、水源のかん養、土砂の流出・崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定された森林です。</p> <p>保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制され、原則として保安林の解除はできません。</p>	<p>長野県ホームページ</p> <p>「信州くらしのマップ」・「自然・環境・森林」参照</p>
	⑧	水道水源保全地区	<p>水道水源保全地区は、知事が、水道水源を保全するため特に必要な区域を、その区域を管轄する市町村長の申出により指定した地区で、その指定地区内で土地の形質変更を行う場合、変更に係る土地の面積が1haを超えるものは、知事に協議し、同意を得る必要があります。</p> <p>同意にあたっては、市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴いて行われます。</p> <p>(上田市内の指定地区)</p> <p>①余里水道水源保全地区(面積30ha、平成8年度指定)</p>	<p>長野県ホームページ</p> <p>「信州くらしのマップ」・「法令・規制」参照</p>
農地保全	⑨	<p>農用地区域等</p> <p>(1) 農用地区域内農地</p> <p>(2) 第1種農地(農地または採草放牧地)</p>	<p>農用地区域は、今後長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域で、優良農地を確保・保全するため、農地転用は原則として許可されないこととされています。</p> <p>(1) 農用地区域内農地 → 上田市農業振興地域整備計画で農用地区域とされた区域内の農地又は採草放牧地</p> <p>(2) 第1種農地(農地または採草放牧地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10ha以上の一団の農地又は採草放牧地 ・ 農業公共投資の対象となった農地又は採草放牧地 <p>※営農型太陽光発電設備については、農地の一時転用許可が必要となるため、農業委員会に相談してください。</p>	<p>(1)の確認： 【市】農業政策課、各地域産業観光課の窓口</p> <p>(2)の確認： 【市】農業委員会事務局、各地域事務所の窓口</p>

景観・自然景観保全	⑩	<p>国立公園</p> <p>(1) 特別保護地区</p> <p>(2) 第2種特別地域</p> <p>(3) 第3種特別地域</p> <p>(4) 普通地域</p>	<p>国立公園及び国定公園は、「優れた自然の風景地」を保護し、その保護を通じて生物多様性の保全に資することが求められている場所であり、その区域内では、各種の開発行為が規制されています。</p> <p>開発行為を行う場合は、公園計画の保護計画によって定められる地域地区により「自然公園法」に基づく申請又は届出の手続きが必要となります。</p> <p>(上田市内の国立公園・国定公園)</p> <p>①菅平高原→上信越高原国立公園</p> <p>②美ヶ原高原→八ヶ岳中信高原国定公園</p>	<p>長野県ホームページ</p> <p>長野県の自然公園の紹介(国定公園もあり)</p>
	⑪	<p>国定公園</p> <p>(1) 第1種特別地域</p> <p>(2) 第3種特別地域</p>		
	⑫	<p>文化財指定エリア</p> <p>(1) 国指定文化財</p> <p>(2) 県指定文化財</p> <p>(3) 市指定文化財</p>	<p>文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた「貴重な国民的財産」です。</p> <p>文化財のうち、特に重要なものを、文化財保護法、長野県文化財保護条例又は上田市文化財保護条例に基づき、国、県又は市の指定文化財としています。</p> <p>これらの文化財は、適切な保護管理措置がとられており、将来に守り伝えていくべきものです。</p>	<p>上田市ホームページ</p> <p>遺跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)範囲内で土木工事等を行う場合の届け出>埋蔵文化財包蔵地地図参照</p>
自然環境・生態系保全	⑬	<p>鳥獣保護区の特別保護地区</p>	<p>鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されています。</p> <p>(上田市内の指定地域)</p> <p>①十の原(面積705ha、期限:令和11年10月31日)</p> <p>②浅間(面積1,733haの一部、期限:令和13年10月31日)</p>	<p>長野県ホームページ</p> <p>長野県鳥獣保護区等位置図及び区域説明書について</p>

(2) 「立地に慎重な検討が必要なエリア」(イエローエリア)			
要素	エリア(区域の名称等)	理由 市内該当地域等	エリア の確認 方法等
災害防止・森林機能保全	① 土砂災害警戒区域	「土砂災害防止法」に基づき指定された区域で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いエリアです。	長野県ホームページ 「信州くらしのマップ」・「防災」参照
	② 地域森林計画の対象民有林	「森林法」に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備及び保全の目標を定め、計画的に森林の育成や管理に努める森林です。 また、水源のかん養の機能や土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能など様々な公益的機能を持つことから、適切な管理等を行い保全に努めている森林です。 この地域で1haを超える開発を行う場合には、県の許可(林地開発許可)が必要であり、1ha以下であっても山地災害の防止等の防災安全上の万全の対策を講じる必要があります。	長野県ホームページ 「信州くらしのマップ」・「自然・環境・森林」参照
景観・自然景観保全	③ 埋蔵文化財包蔵地	「埋蔵文化財」とは、土地に埋蔵されている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを「埋蔵文化財包蔵地(遺跡)」と呼んでいます。 「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲内で土木工事などの開発事業を行う場合は、「文化財保護法」に基づき、事前の届出が必要です。 また、工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続きが定められています。 当市では、「周知の埋蔵文化財包蔵地」を「埋蔵文化財包蔵地地図」に記載しています。 事業地が「埋蔵文化財包蔵地」に該当する場合は、市教育委員会(生涯学習・文化財課又は丸子・真田・武石の各地域教育事務所)の指導に従い事業計画を検討する必要があります。	上田市ホームページ 遺跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)範囲内で土木工事等を行う場合の届け出>埋蔵文化財包蔵地地図参照

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">景観・自然景観保全</p>	<p>④</p>	<p>景観計画区域のうち、旧城下町(地区)</p>	<p>当市は、各地域の美しい自然や、歴史と文化が生きる魅力ある景観づくりをより効果的に進めていくため、「景観法」に基づく「上田市景観計画」を策定しています。</p> <p>良好な景観の形成のために、景観計画区域内(上田市全域)における建築物の建築や工作物の建設、開発行為等の景観に与える影響が大きい一定の行為については、行為着手の30日前までに届出が必要です。</p> <p>届出のあった行為について、景観計画に定める景観形成基準への適合を審査します。</p> <p>特に、景観計画区域の「旧城下町(地区)」については、上田駅及び上田城跡公園を中心とする古くからの市街地で、歴史、自然、風土、市民生活が調和した品格ある景観形成を行うという基本的な考え方から、景観との調和に十分配慮した事業計画を検討する必要があります。</p>	<p>上田市ホームページ 景観計画の区域・地域区分および景観形成基準</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自然環境・生態系保全</p>	<p>⑤</p>	<p>郷土環境保全地域</p>	<p>本県の優れた自然を県民の貴重な資産として後代に伝えるとともに、県民の良好な生活環境の保全を図り、もって、住み良い県土の実現に資するため、「郷土環境保全地域」を指定しています。</p> <p>指定された地域内では、一部の行為が制限され、太陽電池モジュールは、その他工作物にあたり、高さ10m又は水平投影面積200㎡を超えるものは、届出が必要です。</p> <p>郷土的又は歴史的な特色や熟成した自然環境の形成に十分配慮した事業計画を検討する必要があります。</p> <p>(上田市内の指定地域)</p> <p>①大法寺飯縄山(面積62.75ha、昭和54年指定) ②戸石城跡(面積59.55ha、昭和54年指定) ③独鈷山(面積460.63ha、昭和55年指定) ④安楽寺・常楽寺(面積13.85ha、昭和56年指定) ⑤太郎山(面積174.11ha、昭和56年指定) ⑥御屋敷(面積3.20ha、平成9年指定) ⑦おかみの森(面積9.34ha、平成15年指定)</p>	<p>長野県ホームページ 「信州くらしのマップ」・「自然・環境・森林」参照</p>
	<p>⑥</p>	<p>鳥獣保護区</p>	<p>野生鳥獣の保護・増殖を図るために指定された、狩猟を禁止する区域であり、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為は、事業計画を検討する必要があります。</p>	<p>長野県ホームページ 長野県鳥獣保護区等位置図及び区域説明書について</p>

【参考資料】 3 関係法令等の窓口（国、長野県、上田市）

<p>手続 (関連法規)</p>	<p>手続が必要となる場合 ガイドラインのエリア</p>	<p>確認方法・手続内容</p>	<p>問合せ先・提出 先</p>
<p>(国土利用計画法) 土地売買等の届出 (事後届出) 手続</p>	<p>土地売買等の契約(予約を含む)を締結した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域：2,000㎡以上※ ・都市計画区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上 <p>※上田市内には市街化区域はない。(次項目も同様)</p>	<p>土地に関する権利の取得者は、その契約を締結した日から起算して2週間以内に、法律に掲げる事項を、上田市長を経由して県知事に届け出なければならない。</p>	<p>【市】管理課 ☎0268-23-5129</p>
<p>(都市計画法) 開発許可手続</p>	<p>開発行為をしようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域：3,000㎡以上 ・都市計画区域以外の区域：1ha以上 <p>※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるものであって、全ての再生可能エネルギー施設の建設が開発許可の対象となるわけではない。</p> <p>※太陽光発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発許可は不要。</p>	<p>都市計画図等の閲覧又は県の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が左記区域のいずれかに該当するかを確認する。</p> <p>左記要件に該当する場合には、県知事の許可を受けなければならない。</p>	<p>【県】 上田建設事務所 建築課 ☎0268-25-7142</p> <p>【県】建設部 都市・まちづくり課(都市計画係) ☎026-235-7297</p> <p>【市】 都市計画課 (調査計画担当) ☎0268-23-5134</p>

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合 ガイドラインのエリア	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
<p>(農地法、農業振興地域の整備に関する法律)</p> <p>農地転用許可手続</p>	<p>①農地を農地以外のものにする場合 ②農地を農地以外のものにするため、所有権を移転し、又は賃借権等の権利を設定する場合 ③採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く)にするため、所有権を移転し、又は賃借権等の権利を設定する場合</p> <p>なお、農用地区域内の土地については、上田市が農用地区域から除外する場合に限られる。</p> <p>レッドエリア・⑨</p>	<p>土地登記簿の地目ではなく、その土地の現況により、田、畑等の耕作の目的に供される土地に該当するか否かを農業委員会に確認する。</p> <p>【農地転用許可】 上田市農業委員会長の農地転用許可を受けなければならない。</p> <p>【農用地区域からの除外】 上田市長に農用地区域からの除外申出をしなければならない。</p>	<p>農地転用許可手続： 【市】農業委員会事務局 ☎0268-23-5466 丸子地域事務所 ☎0268-42-1037 真田地域事務所 ☎0268-72-4330 武石地域事務所 ☎0268-85-2828</p> <p>農用地区域からの除外を申し出するための手続： 【市】農業政策課 ☎0268-23-5122 丸子産業観光課 ☎0268-42-1037 真田産業観光課 ☎0268-72-4330 武石産業観光課 ☎0268-85-2828</p>
<p>(道路法)</p> <p>道路の占用許可手続</p>	<p>道路区域内で設置や施工をするために、道路を占用する場合</p>	<p>道路占用許可申請を提出し、管理者の許可を受けなければならない。</p>	<p>【国】長野国道事務所 上田出張所 ☎0268-22-2737</p> <p>【県】上田建設事務所 維持管理課 ☎0268-25-7164</p> <p>【市】管理課 ☎0268-23-5129</p>
<p>(森林法)</p> <p>林地開発許可手続</p>	<p>地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区の森林は除く)内において、面積が0.5ヘクタールを超える規模で開発を行う場合</p> <p>イエローエリア・②</p>	<p>【市】森林整備課に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。 県知事の許可を受けなければならない。 (なお、0.5ヘクタール以下であっても立木を伐採する場合には、あらかじめ上田市長へ伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。)</p>	<p>伐採の届出・伐採後の造林の届出： 【市】森林整備課 ☎0268-23-5124</p> <p>林地開発許可： 【県】上田地域振興局 林務課 ☎0268-25-7137</p> <p>【県】林務部 森林づくり推進課 (保安林係) ☎026-235-7275</p>

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合 ガイドラインのエリア	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
<p style="text-align: center;">行為許可申請等手続 (自然公園法)</p>	<p>(国立公園・国定公園)</p> <p>①特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合</p> <p>②特別保護地区で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合</p> <p>③普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合</p> <p style="text-align: center;">レッドエリア・⑩、⑪</p>	<p>右記に問い合わせの上、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか否かを確認する。</p> <p>①国立公園は環境大臣又は県知事の許可、国定公園は県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>②国立公園は環境大臣の許可、国定公園は県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>③国立公園は環境大臣又は県知事への届出、国定公園は県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。</p>	<p>【国】環境省 信越自然環境事務所 国立公園課 ☎026-231-6572 (提出先)</p> <p>【県】上田地域振興局 環境課 ☎0268-25-7134</p> <p>【県】環境部 自然保護課 ☎026-235-7178</p> <p>【市】上信越高原 国立公園：真田市民サービス課 ☎0268-72-0154 八ヶ岳中信高原 国定公園：武石市民サービス課 ☎0268-85-2312</p>
<p style="text-align: center;">土地の形質変更に係る 届出手続 (土壌汚染対策法)</p>	<p>土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000㎡以上の場合</p>	<p>当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を県知事に届け出なければならない。</p>	<p>【県】 上田地域振興局 環境課 ☎0268-25-7134</p> <p>【県】環境部 水大気環境課 ☎026-235-7162</p>
<p style="text-align: center;">埋蔵文化財包蔵地土木工事等 届出手続 (文化財保護法)</p>	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合</p> <p style="text-align: center;">イエローエリア・③</p>	<p>埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かを上田市教育委員会に照会する。</p> <p>発掘に着手しようとする日の60日前までに、上田市教育委員会を経由して、県教育委員会に事前の届出等を行わなければならない。</p>	<p>【市】生涯学習・文化財課 ☎0268-23-6362 丸子地域教育事務所 ☎0268-42-3147 真田地域教育事務所 ☎0268-72-2655 武石地域教育事務所 ☎0268-85-2030</p>

<p>手続 (関連法規)</p>	<p>手続が必要となる場合 <u>ガイドラインのエリア</u></p>	<p>確認方法・手続内容</p>	<p>問合せ先・提出 先</p>
<p>特別保護地区内における行為許可手続 (鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律)</p>	<p>特別保護地区の区域内において一定の開発行為等を行う場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合</p> <p style="text-align: center;">レッドエリア・⑬</p>	<p>県知事が指定する特別保護地区(県指定特別保護地区)については、長野県上田地域振興局林務課へ照会し、当該区域に該当するか否かを確認し、必要であれば県知事(地域振興局長)の許可を受けなければならない。 また、環境大臣が指定する特別保護地区(国指定特別保護地区)にあつては、環境省長野自然環境事務所へ照会し、確認する。必要であれば環境大臣の許可を受けなければならない。</p>	<p>【県】上田地域振興局 林務課 ☎0268-25-7137 【県】林務部 森林づくり推進課 鳥獣対策係 ☎026-235-7273 【国】環境省信越自然環境事務所 野生生物課 ☎026-231-6573 【市】森林整備課 ☎0268-23-5124 真田産業観光課 ☎0268-72-4330</p>
<p>生息地等保護区の管理地区内等における行為の許可等手続 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)</p>	<p>(管理地区) 管理地区の区域内において一定の行為をする場合 (監視地区) 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合</p>	<p>(管理地区) 対象区域内の一定の行為について、環境大臣の許可を受けなければならない。 (監視地区) 環境大臣に対象区域内の一定の行為に係る届出を行わなければならない。</p>	<p>【国】 環境省 信越自然環境事務所 野生生物課 ☎026-231-6573</p>
<p>消防法に基づく申請等 (消防法)</p>	<p>危険物施設等に該当する場合 ※例えば、リチウムイオン蓄電池設備に用いられる電解液の使用数量によって、届出又は申請が必要。</p>	<p>上田地域広域連合消防長への届出又は許可を受けなければならない。</p>	<p>上田地域広域連合消防本部 ☎0268-26-0119 又は各消防署</p>

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合 <u>ガイドラインのエリア</u>	確認方法・手続内容	問合せ先・提出 先
(道路法) 車両制限 道路法に基づく	建設時において幅、高さ、長さ又は回転半径が車両制限令で定める最高限度を超える工事車両を通行させる場合	特殊車両通行許可に関する申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。	【国】長野国道事務所 道路管理第一課 ☎026-264-7007 【県】上田建設事務所 維持管理課 ☎0268-25-7164 【市】管理課 ☎0268-23-5129
(電気事業法) 保安規定の届出手続	事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合 ※発電設備(出力50kW未満の太陽光発電設備を除く。)とその発電した電気を使用する設備の場合	業務を管理する者の職務及び組織に関すること、従事者に対する保安教育に関すること、保安のための巡視、点検及び検査に関することなどを記載した保安規定を定め、発電設備の使用の開始前まで(工事計画届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで)に経済産業大臣に届け出なければならない。	中部近畿産業保安監督部(電力安全課)等 ☎052-951-2817
(電気事業法) 主任技術者の選任及び届出	事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合 ※発電設備(50kW未満の太陽光発電設備を除く。)	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任し、経済産業大臣へ届け出なければならない。 届出は発電設備の使用開始前まで(工事計画届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで)。	中部近畿産業保安監督部(電力安全課)等 ☎052-951-2817
(電気事業法) 工事計画の届出手続	事業用電気工作物を設置する場合 ※太陽電池発電所(出力2,000kW以上)	工事の開始30日前までに「工事計画書届出書」を経済産業大臣に届け出なければならない。	中部近畿産業保安監督部(電力安全課)等 ☎052-951-2817

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合 ガイドラインのエリア	確認方法・手続内容	問合せ先・提出 先
使用前安全管理検査手続 (電気事業法)	工事計画の届出をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定めるものを設置する場合	設置者は、省令で定めるところにより、定期的に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない(定期事業者検査)。設置者は定期自主検査の実施に係る体制について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない(定期安全管理審査)。	中部近畿産業保安監督部(電力安全課)等 ☎052-951-2817
建築確認申請 (建築基準法)	<p>■太陽光発電設備に係る手続</p> <p>① 土地に自立して設置するもの 以下の場合を除き、建築確認が必要 (1) 以下の(i)及び(ii)に該当するもので、高さが4m以下のもの (i) 当該設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない場合 (ii) 架台下の空間を居住等の屋内的用途に供しない場合 (2) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合</p> <p>②既存の建築物の屋上に取りつけるもの 架台下の空間に人が立ち入らない等のものについては、定期検査の対象として特定行政庁(※)が指定するものを除き、建築確認が不要となる。 (※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体)</p> <p>■太陽光発電設備に付属する建築物に係る手続 以下の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要。 ・当該付属施設がパワーコンディショナーを収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合</p>	建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。	【市】 建築指導課 ☎0268-23-5430

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合 ガイドラインのエリア	確認方法 手続内容	問合せ先 提出先
<p>河川の占用等許可手続 (河川法)</p>	<p>(河川区域内) 河川区域内の土地を占用する場合及び河川区域内において工作物を新設等する場合。</p> <p>(河川保全区域内) 河川保全区域内において工作物を新築等する場合。</p>	<p>許可申請書を提出し、河川管理者の許可を受けなければならない。</p>	<p>【国】千曲川河川事務所 戸倉出張所 ☎026-275-0133</p> <p>【県】上田建設事務所 維持管理課 ☎0268-25-7164</p> <p>【市】管理課 ☎0268-23-5129</p>
<p>景観計画区域内の行為の届出手続 (景観法、上田市景観条例 及び同施行規則)</p>	<p>太陽光発電施設(同一敷地若しくは一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く)は、太陽電池モジュールの面積の合計500㎡を超える場合。 ※景観計画区域は、上田市全域</p> <p>届出は、行為着手の30日前までに行うこと。 大規模特定行為(築造面積1,000㎡又は高さ30m超)は、届出の30日前まで(行為着手の60日前まで)に事前協議書の提出が必要。</p>	<p>右記に問い合わせの上、届出書を提出し、景観計画に定める景観形成基準への適合審査を受けなければならない。</p>	<p>【市】 都市計画課 (公園緑化景観担当) ☎0268-23-5127</p>
<p>砂防指定地内における制限行為及び砂防設備占用の許可手続 (砂防法・長野県砂防指定地管理条例)</p>	<p>■砂防指定地内における以下の制限行為を行う場合</p> <p>①建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除去</p> <p>②立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地引きによる運搬</p> <p>③切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為</p> <p>④たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為</p> <p>⑤土石砂れきの採取、鉋物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄</p> <p>⑥樹根又は草根の採取</p> <p>⑦牛馬その他の家畜の放牧</p> <p>■砂防設備の占用</p> <p style="text-align: center;">レッドエリア・①</p>	<p>右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。</p>	<p>【県】 上田建設事務所 維持管理課 ☎0268-25-7164</p>

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合 ガイドラインのエリア	確認方法 手続内容	問合せ先 提出先
<p style="text-align: center;">地すべり防止区域内における制限行為許可手続 (地すべり等防止法)</p>	<p>■地すべり防止区域内における以下の制限行為を行う場合</p> <p>①地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)</p> <p>②地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)</p> <p>③のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>④ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良</p> <p style="text-align: center;">レッドエリア・②</p>	<p>右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。</p>	<p>(農政) 【県】 上田地域振興局 農地整備課 ☎0268-25-7130</p> <p>(林務) 【県】 上田地域振興局 林務課 ☎0268-25-7137</p> <p>(土木) 【県】 上田建設事務所 維持管理課 ☎0268-25-7164</p>
<p style="text-align: center;">急傾斜地崩壊危険区域における制限行為許可手続 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)</p>	<p>■急傾斜地崩壊危険区域における以下の制限行為を行う場合</p> <p>①水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為</p> <p>②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</p> <p>③のり切、切土、掘削、盛土</p> <p>④立木竹の伐採</p> <p>⑤木竹の滑下、地引による搬出</p> <p>⑥土石の採取又は集積</p> <p>⑦前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p style="text-align: center;">レッドエリア・③</p>	<p>右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。</p>	<p>【県】 上田建設事務所 維持管理課 ☎0268-25-7164</p>

【参考資料】 4 設置に係る基準、ガイドライン等

「10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点」

2015年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

○10kW以上の太陽光発電システムが、安全・安心に使用されることを目的に、設備導入にあたりチェック又は留意することが望ましい事項等を事業者・投資家、S I・企画立案者、設計者及び施工者の4者を対象として整理し、設計や施工に際してのチェック項目及び内容等を整理した業界自主資料。

URL : http://www.jpea.gr.jp/pdf/150529_JPEA_checklist.pdf

「太陽光発電システム保守点検ガイドライン（第2版）」

2019年12月 日本電機工業会・太陽光発電協会作成

○2016年に一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）が共同で作成した「太陽光発電システム保守点検ガイドライン JM16Z001」を元に、2019年に改訂・作成した JEMA 及び JPEA の技術資料。

URL : <https://www.jpea.gr.jp/wp-content/themes/jpea/pdf/t191227.pdf>

「公共・産業用太陽光発電システム手引書」

2013年3月 一般社団法人太陽光発電協会作成

○公共・産業用太陽光発電システムの営業・設計・施工業務等に携わる方々を主な対象として、太陽光発電システムの設計・施工の注意点、関連する制度・法令、設置事例等をまとめた入門書。

URL : <https://www.jpea.gr.jp/document/books/point/>

「地域における再生可能エネルギー事業の事業性評価等に関する手引き（事業者向け）～太陽光発電事業編～」

2014年6月 環境省地球環境局 総務課低炭素社会推進室作成

○地域における再生可能エネルギー事業を振興するためにノウハウが蓄積されていない事業者等向けに、参考となる情報を整理

URL : <http://www.env.go.jp/press/files/jp/24651.pdf>